

ぐんま金融広報だより

2023年度金融教育公開授業in群馬(県立藤岡特別支援学校)

県立藤岡特別支援学校では、令和4年度及び5年度の金融教育研究校として金融教育に取り組み、令和5年12月1日(金)に①公開授業と②講演会を実施しました。

①公開授業 「生活のなかのお金」 ～より良い生活を送るために～

金融教育の授業として、お金の役割や価値について学習するため、「遊園地へ行くまでのお金の使い方」をテーマに、生徒たちがディスカッションして発表を行いました。



②講演会 「卒業する前に知っておきたい、お金と働くことの大切さ」

弁護士の住田裕子氏が講演をし、働くことやお金を計画的に使うことの大切さを説明したほか、「自分の意見を伝えること及び周りの人と相談することが大切」と生徒たちにアドバイスやエールを送りました。



金融広報アドバイザーからのレポート

群馬県金融広報アドバイザー 久保 敏

私は、2年前から矯正施設である少年院で金融教育の講座を担当しています。「なぜ少年院で金融教育を行うの?」と疑問を持たれる方もいるかと思います。

そもそも金融教育とは、お金と上手に付き合いながら、どうやって幸せに生きていくかを考える学習です。決して、お金儲けをする方法を教えるものではありません。

人が生活していく上で、お金は切っても切れない関係にあります。だからこそ、お金に関する学習が必要なのです。お金や経済に関する知識を学ぶとともに、自分の将来について、例えば、どんな仕事に就くか、結婚はいつ頃するか、子どもは何人ほしいか…など、何となくでも計画を立ててみます。そうすることで、「働く」意義や、収支バランスなどの「金銭管理」の大切さ、計画的な「貯蓄」の必要性など、「自立する力」が身につくのではないかと考えています。計画や目標を立てて、そのためには自分はどうしたらよいかを考える、金融教育は正に「よりよく生きる」ための教育なのです。

少年院にいる若者は、社会のひずみの中で非行という間違いをしてしまいましたが、一人ひとりとはとても素直な少年たちです。私の講座にも真剣に取り組んでくれます。この若者たちが「よりよく生きる」ために、金融教育が少しでもお役に立てればと思っています。



ぐんま版消費者教育教材(高校生向け・特別支援学校高等部向け)

「消費者教育教材資料表彰2023」優秀賞受賞!!

成年年齢の引下げに伴う消費者トラブルの未然防止のため、「群馬県高等学校等における消費者教育推進に係る検討会」において、県立高校教諭、群馬弁護士会消費者問題対策委員会、高校教育課、特別支援教育課、群馬県金融広報委員会、消費生活課及び消費生活センターが協力して「ぐんま版消費者教育教材」を作成しました。

この度、公益財団法人消費者教育支援センターが実施する「消費者教育教材資料表彰2023」の行政部門において、本教材が優秀賞を受賞しました。

家庭科や公民科、職業科やLHRなど様々な場面で使える内容となっています。中学校や高齢者向け講座でも使える内容も多数ありますので、是非ご活用ください。活用の仕方など、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。



県HPで教材のPDF版が見られます



【教材の構成】

- 1. 教材「本編」**
消費生活センターの紹介や県内の消費生活相談の概要、契約やクーリング・オフ、相談事例、被害にあわないためのポイント等
- 2. 別冊「ロールプレシナリオ集」**
相談事例や消費生活センターへの相談の仕方を疑似体験するためのシナリオ集
- 3. 別冊「事例集」(PowerPoint)**
群馬県内で本当にあった若者の消費者トラブルの相談事例と特徴や注意点を収録
- 4. 別冊「学習指導案集」**
本教材を活用した授業展開の実践例



《教材からご紹介》今、特に注意したい消費者トラブルと、被害にあわないためのポイント!

気を付けてほしいトラブル事例

相談事例③ 定期購入のトラブル

通信販売の定期購入とはTVやネット広告の通信販売で、「お試し」「1回だけ」のつもりで健康食品や化粧品等を注文したら、数ヶ月間の定期購入が条件だった。



定期購入トラブルにあわないために

- 注文する前に、内容や解約条件について、小さい文字まできちんと確認する。(スクロールで読み飛ばさないよう注意!)
具体的には、
 - ◎定期購入が条件になっていないか
 - ◎定期購入期間内に解約が可能か
 - ◎解約の連絡先や方法(電話やメール等)
- 注文画面や広告表示をスクリーンショットなどで保存しておく。
- 注文確認メールをよく読み、保存しておく。

消費者トラブルのご相談は消費生活センターへ。困ったらまず相談!

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

平日 9:00~16:30(電話・来所相談) ※来所相談は予約制

土曜 9:00~12:00/13:00~16:30(電話相談のみ) ※日曜・祝日・年末年始は休み



消費者ホットライン
☎188(いやや)



お問い合わせ

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県金融広報委員会事務局
(群馬県生活こども部消費生活課内)

TEL 027-226-2273 FAX 027-223-8100

詳しくは

群馬県金融広報委員会

検索

<http://gunma-kinkouji.com/>